伊勢原市告示第51号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等を次のように定める。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規 制する地域

伊勢原市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に 掲げる工業専用地域として定められた区域を除く区域(以下「指定地域」という。)

2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分	午前8時から	午前6時から午前8時まで及び	午後 11 時から
区域の区分	午後6時まで	午後 6 時から午後 11 時まで	午前6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

- 備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次に定める とおりとする。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

備考2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更(平成8年5月10日以後における変更に限る。)により、当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基準値が 従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢原市告示第52号

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域を 次のように定める。

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める 省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定に基づき、区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 a 区域 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等(伊勢原市告示第51号)により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、第1種区域として定められた区域
- 2 b区域 指定地域のうち第2種区域として定められた区域
- 3 c 区域 指定地域のうち第3種区域及び第4種区域として定められた区域

附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢原市告示第53号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のように定める。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく 静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省/建設省告示第1号)別表第1号の規定に基づき、静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等(平成 24 年伊勢原市告示第 51 号)により指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域として定められた区域
- 2 第2種区域として定められた区域
- 3 第3種区域として定められた区域
- 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。